

1 修正のポイント

(1) 防災基本計画の修正（平成 29 年 4 月）に伴う見直し

熊本地震を踏まえた被災者の生活環境改善等の応急対策や生活支援策、平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた対策、最近の国の施策の進展などを踏まえ、防災基本計画の修正がされたことから、修正内容について県地域防災計画に反映

(2) 県の防災施策を踏まえた修正

ア 岩手山火山避難計画の策定（火山災害対策編）

岩手山火山防災協議会で岩手山の噴火警戒レベルの推移に応じた住民や登山者等の円滑な避難行動や防災関係機関等の具体的な防災対策が行われるよう定めた岩手山火山避難計画の内容を反映

イ ドローンによる被害情報の収集

損害保険会社との協定締結により、災害時のドローンによる情報収集の協力を得られることとなったことを反映

ウ 緊急輸送道路の見直し

新たに整備された道路や防災拠点等の見直しを踏まえ、緊急輸送道路を見直したことを反映

(3) その他所要の見直し

2 主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正（平成 29 年 4 月）に伴う見直し

ア 平成 28 年熊本地震を踏まえた修正（本編）

(ア) 被災者の生活環境の改善

- 庁舎の被災等により、避難行動要支援者名簿の活用が困難な場合があることから、市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用が支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めることとしたこと。【第 2 章第 5 節】

(イ) 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- 住家被害認定調査に必要な専門家や職員が不足したことから、県は育成した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図ることとしたこと。【第 4 章第 2 節】
- 罹災証明書の交付に時間を要したことから、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成等、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとしたこと。【第 4 章第 2 節】

イ 平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた修正（本編）

- 要配慮者の避難の実効性を高めるため、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めることとしたこと。【第 2 章第 5 節】

ウ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正（本編）

- 市町村は、避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮することとしたこと。【第 2 章第 6 節】

(2) 県の防災施策を踏まえた修正

ア 岩手山火山避難計画の策定（火山災害対策編）

(ア) 防災上重要な施設の管理者の追加

- 「観光団体」、「避難促進施設」は、観光客や施設利用者への周知や避難誘導を担うこととしたこと。【第 1 章第 6 節】

(イ) 噴火警戒レベルの見直し

- 噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応をレベル 1 から 5 の 5 段階に区分した噴火警戒レベルを見直したことから概要版を修正したこと。【第 2 章第 5 節】
- また、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努めることとしたこと。【第 3 章第 18 節】

(ウ) 登山者等の避難誘導・救出

- 県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施することとしたこと。【第 3 章第 18 節】
- 市町村は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討することとしたこと。【第 3 章第 18 節】

(エ) 風評被害防止対策

- 県及び市町村は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施することとしたこと。

イ ドローンによる被害情報の収集（本編）

- 県本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努めることとしたこと。【第 3 章第 4 節】

ウ 緊急輸送道路の見直し（本編）

- 広域防災拠点や県庁舎代替施設等の防災拠点、三陸縦貫自動車道等の整備によるインターチェンジ等の交通拠点を追加で指定したこと。【第 3 章第 6 節】

(3) その他所要の見直し

- 指定地方行政機関に国土地理院東北地方測量部を追加したこと。【第 1 章第 4 節】
- 県の組織変更等を反映したこと。

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。